

令和5年 第1回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和5年2月27日(月)午前10時00分

2 公示日 平成5年2月16日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員 (13人)

会長	14番	北島	吉治
委員	1番	江南	繁壽
	2番	川畑	正美
	3番	中橋	義則
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	9番	岩部	利治
	10番	浜谷	礼子
	11番	千葉	進
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (1人)

6番 木露 正敏

6 議事日程

○議案

(農地係)

- ・第1号 農地法第52条の規定に基づく農地賃借料情報提供について
- ・第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○報告

なし

○その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 海谷 昌弘

振興係長 干場 諭

農地係長 世戸 幹彦

振興係員 星田 洋

農地係員 光野 雅士

8 会議の概要

事務局 長	<p>ただ今から、令和5年第1回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に1番江南委員、2番川畑委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第52条の規定に基づく農地賃借料情報提供について」を上程します。</p> <p>内容について事務局から説明願います。</p>
事務局 (農地係長)	<p>議案第1号「農地法第52条の規定に基づく農地賃借料情報提供について」をご説明いたします。</p> <p>農地法第52条の規定により農業委員会は毎年1月から12月までに締結された賃借等のデータを基に地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供し公表することとなっておりますが、令和4年に農業委員会が把握している農地の賃借事例は農業経営基盤強化法による2件しかありませんでした。</p> <p>そのため、小樽市の農地賃借料情報（案）のとおり、非公表といたします。</p> <p>なお、決定後は農業委員会ホームページにて公表する予定であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、御説明がございました。これについて、御質問のある方、御意見のある方、挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>特に意見なし</p>
議 長	<p>以上のとおりでよろしいですか。</p> <p>それでは、1号議案を終了させていただきます。</p> <p>次に議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をいたします。</p>

事務局
(農地係長)

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請が、この度1件ございました。

御手元に送付した議案第1号と別に配布した資料を御覧ください。

申請に係る農地の所在場所は、〇〇(面積13,762㎡)、〇〇(面積3,355㎡)と合計で17,117㎡となります。小樽市中心部から国道5号を〇〇町方面に進み、〇〇線に左折し、直線距離で約1.1m進んだ市街化調整区域にあります。

譲渡人は、この農地の所有者である〇〇さん、譲受人は息子さんの〇〇さんです。〇〇さんは平成30年から北海道農業次世代人材投資事業補助金を活用し親元就農をされ、今回の譲受地の隣接地である〇〇の土地を使用貸借し、経営を開始しております。

今回の許可申請は、北海道農業次世代人材投資事業実施要綱の規定により土地の所有権を移転することが確約されているものであります。

〇〇は、人・農地プランの中心的役割を担っており、今後、経営を拡大していくと聞いております。

農地法第3条第2項各号との関連性については、資料にありますとおり、①取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作すること、②機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、③権利を取得しようとする者又は世帯員等がその取得後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると見込まれること、④権利を取得しようとする者の農地面積が、農業委員会が定める別段の面積10アールを超えている、などとなっています。

以上により、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないことから、所有権移転の許可要件は全て満たしていると判断されるものです。

説明は以上となりますが、この農地に係る所有権移転の可否について、御審議のほどよろしく申し上げます。

ただ今説明がありました。これにつきまして何か御質問はありますか？

委員一同
議長

特になし。

それでは、この件につきまして賛成の方は挙手願います。

委員一同	挙手あり
議長	賛成として、決定させていただきます。 審議する議案につきましてこれで終わりますが、皆さんの方から何か聞きたいと思うことはございますか。 ないようですので、事務局の方から何かありますか。
事務局 (振興係長)	事務局から報告させていただきます。 新規就農の話がきておりまして、3月の農業委員会総会の前に振興特別委員会を開催することになるかもしれません。具体的にはまだ決まっておりませんが、3月半ばの開催を考えておりますので、その際にはよろしくお願ひします。
事務局 (農地係)	毎年行っている小樽市農地基本台帳の補正調査の令和3年度を遅ればせながら始めました。皆様の机の上に資料を置きましたので、御覧いただきたいと思ひます。
議長	外に何か、御質問等ございますか。
事務局長	私の方から1点だけ。次回の農業委員会総会は予定で行きますと、3月27日の月曜日を予定しておりますので、また近くなりましたら御案内の方をさせていただきます。
議長	それでは、第1回小樽市農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。
	(午前10時30分閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。